

（注）審議の結果、審議会としては認めないという結果になりました。

資料4

指定校変更の取り扱いの拡大（案）

1. 現状と課題

小規模化している中学校では、部員の減少等により部活動数を確保できない状況になっています。（資料6）

そのため、保護者等から希望する部活動のある学校への指定校変更の要望が寄せられています。

2. 改正内容（案）

許可基準として、以下のような内容を加える。

届出の種類	該当学年	許可基準	許可期限
部活動に係る事情	中学校入学時	中学校入学時（市外からの転入学時を含む）に希望する部活動が指定中学校になく市内の他の中学校にある場合	卒業まで

※令和5年4月1日から施行する。

※令和5年4月1日の指定校変更の適用に限り、令和5年3月31日に市内中学校に在籍する生徒（現中学校1、2年生）については、部活動に係る事情による指定校変更の対象とする。

※希望する学校において学級数が増えるなど、学校の施設整備等が必要となる場合は、指定校変更が認められないこともある。

※指定校変更後の通学については、保護者の責任により行う。